

要支援者名簿を活用して災害に備えた避難支援の取り組みを

集中豪雨による洪水、地震による

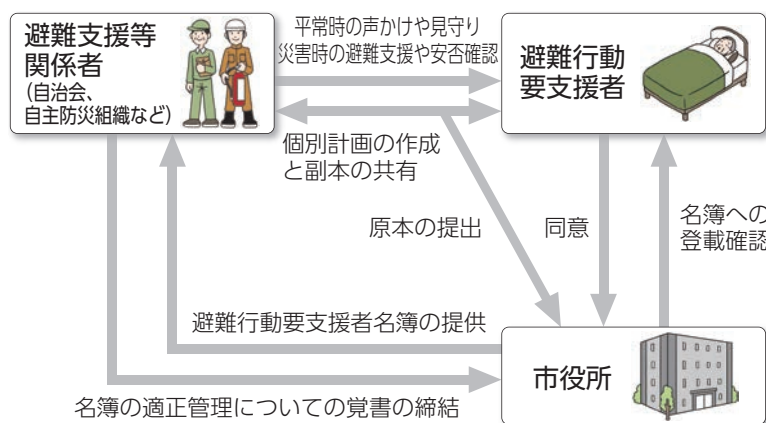
建物の倒壊などの災害の発生、または発生する恐れがある場合、高齢者や障がい者など自力での避難ができない方（避難行動要支援者）を支援していくため、市では、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や自治会などの避難支援等関係者に提供しています。

避難支援等関係者の方には、名簿を活用して平常時の声かけや見守り、災害時には情報伝達、安否確認、避難支援をお願いしています。

また要支援者ごとに、誰が支援してこの避難所に避難させるのか、避難時に配慮すべき事項は何かといった「個別計画」の作成を行っていただいています。

災害時の被害を最小限に抑えるためには、地域での協力が何よりも重要になります。名簿をもとにした地域ぐるみでの取り組みをお願いします。

避難支援が必要と思われる介護認



【問合せ】 高齢者支援課

定を受けた方、障がい者手帳を取得した方などを対象に市から申請書を送付しています。名簿への登録に同意される方は必要事項をご記入になり返送してください。



「障害者差別解消法」が施行

人格と個性を尊重し合い、共に豊かに暮らせる社会へ



障がいのある人となない人が分け隔てられることなく、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現する事を目的とした法律「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されます。

合理的配慮に欠ける行為とは？

障がいのある人に不利益があるにもかかわらず、その権利を実現するために必要な配慮をしないことです。

●車いすの人が乗り物に乗るときに職員から手助けを受けられない。

●聴覚障がいのある人が、問い合わせは本人からの電話でしか受けられないと拒否される。

不当な差別的扱いとは？

障がいを理由にして異なる取り扱いをすることです。具体例としては、次のようなことです。

●障がいがあるという理由でス

この法律の直接的な対象は国や地方公共団体及び、民間事業者ですが、差別のない豊かな社会をつくるためには、一人一人が差別と配慮について共通の認識を持つことが必要です。

【問合せ】 障がい者支援課